

当ご案内及び2枚目の事故報告書は再発行することができませんので大切に保管してください

AEON 自転車盗難・傷害保険のご案内(お客さま控)

自転車盗難・傷害保険 No

このたびは、イオングループにて自転車をお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。購入頂きました自転車には、お客さまに安心してご使用頂けますよう盗難保険と傷害保険(死亡・後遺障害のみ)をお付けしています。

つきましては、以下の通り補償内容等についてご案内いたしますので、必ずお読みください。

【ご注意】

- ① 2枚目の事故報告書は、盗難・傷害(死亡・後遺障害)が発生した場合に、必要項目を全てご記入のうえお出しください。記入項目にもれ等がありますと保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ② 当ご案内及び2枚目の事故報告書は再発行することができませんので大切に保管してください。
- ③ 盗難事故の場合は、現金で保険金をお支払いするものではありません。前回お買い上げ価格の2分の1をイオングループ自転車取扱い店にて負担します。
- ④ 万一、盗難事故・傷害(死亡・後遺障害)が発生した場合には、右記の「万一事故が起きたとき」を必ずお読み頂き、速やかに手続きください。

【補償内容】

☆盗難保険

お買い上げ頂きました自転車が、お買上日より1年以内に盗難にあり、イオングループ各店にて再購入の際、前回お買上価格の2分の1を各店にて負担します。

(前回お買上価格の2分の1以下の商品をお求めの際は、差額は返却できません)
～保険金をお支払いできない主な場合～

- 故意・重過失の損害 ○置忘れや紛失した場合 ○部分のみの盗難損害
- 地震、風災害に起因する損害 ○さび、変質等による損害 ○故障
- 自転車盗難事故報告受付証明書の有効期間が過ぎた後の損害

☆傷害保険(死亡・後遺障害)

お買上頂きました自転車を、運転中または操作中に、偶然な事故によって傷害を受け、その結果として、事故の日から180日以内に死亡または後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

- ◇対象となる方(被保険者)…登録者(被保険者欄)に記載された方1名に限る
- ◇補償期間(保険期間)………お買上日より1年間
- ◇お支払いする保険金

- ・死亡保険金 100万円
- ・後遺障害保険金 その程度により3万円～100万円

～保険金をお支払いできない主な場合～

- お買い上げ自転車以外の自転車を操作中の事故 ○登録者以外の方が事故にあわれた場合 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 地震・津波・自殺・闘争行為 ○ケガで入院・通院した場合

【万一事故が起きたとき】

☆盗難保険

- ①盗難にあったら、発見して頂けていただき見つからない場合は、直ちに最寄の警察署へ派出所へ届け出て必ず受理Noをとってください。
 - ②盗難届出警察より受理番号が発行されましたら2枚目の事故報告書にもれなくご記入のうえお出しください。
 - ③保険会社より事故報告受付証明ハガキが送られてきます。(事務手続上、2週間程お待ちください)
 - ④事故報告受付証明ハガキに必要な事項を記入のうえ、6ヶ月以内にお近くの自転車売り場へご持参ください。
- (事故報告受付証明ハガキと引換えて、盗難補償致します。ただし、新しい自転車をご購入の際に事故報告受付証明ハガキをお持ちください。新しい自転車をご購入後に事故報告受付証明ハガキをお持ち頂いても盗難補償できませんのでご注意ください。)

☆傷害保険

- ①交通事故にあった場合は、直ちに警察へ届け出てください。(警察への届出がなく、後日に後遺障害が発生した場合は、お支払いの対象となりませんのでご注意ください)
- ②死亡・後遺障害に該当する事故にあった場合は、事故報告書をお出しください。
- ③保険会社より保険金請求書を送付致しますので、必要事項を記入のうえ、交通事故証明書を添付のうえご請求ください。

【個人情報に関する取扱について】

朝日火災(以下「当社」といいます)は、保険金請求に関する個人情報を、保険契約の履行(保険金支払の可否、支払金額の算定等)・引受判断および各種サービスの提供のために取得・利用し、ならびに当社が業務上必要とする範囲において、個人情報をご提供を下記のとおり取得・利用・提供致します。

- ①当社は、保険事故の原因、内容、損害、責任の程度の確認のために、保険事故関係者、業務委託先(保険代理店を含む)その他必要な関係先に対して個人情報の提供を行い、またはこれらのものから提供を受けます。
※「保険事故の関係者」とは、保険事故の当事者、損害保険会社・共済、医療機関等をいいます。
- ②当社は、保険金の適正な支払、保険金不正請求の防止等、保険制度の健全な運営のために(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社・共済等に個人情報の提供もしくは個人データの登録を行い、またはこれらのものから提供を受ける場合があります。
- ③当社は、再保険金等の受領のために、再保険引受会社に個人情報の提供を行う場合があります。

【保険に関するお問い合わせ先】

イオン保険サービス株式会社(損保代理店)

TEL 261-8501

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地

幕張テクノガーデンD棟10F

フリーダイヤル 0120-571-053

朝日火災海上保険株(引受保険会社)

本店内務課 TEL 03-3294-2139

CI19-385

自転車は盗難に気をつけて大切に乗りましょう。
身近なところへは自転車を利用して地球温暖化を防ぎましょう。

事故（盗難・傷害）発生の場合のみ 下記項目を 全て記入して、投函してください。（記入もれがありますと受付できない場合がありますのでご注意ください。）

また、「お客さま控」記載の「個人情報に関する取扱いについて」を必ずお読み頂き、同意のうえご返送ください。同意頂けない場合は、保険金をお支払いすることができません。

記入例（盗難事故の場合）

の り し ろ

当加入票（事故報告書）は再発行することができませんので大切に保管してください。

自転車盗難・傷害保険 No

AEON 自転車の盗難・傷害保険（死亡後遺障害のみ）事故報告書

事故（盗難・傷害）発生の場合のみ 下記項目を 全て記入して、投函してください。（記入もれがありますと受付できない場合がありますのでご注意ください。）

朝日火災海上保険㈱御中
貴社個人情報に関する取扱いについて同意のうえ、事故報告致します。
平成 20 年 7 月 10 日

(登録者) 登録者	住所	〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町〇番地	
	氏名	ふりがな	あさひ 一郎

折 り

購入日	平成 20 年 2 月 21 日 (補償期間は購入日より1年間)
購入金額	2 4 8 0 0 円 (消費税込)
車体番号	S 6 A 1 2 3 4 5 6
購入店名	店コード 1 2 3 4 〒261-8501 千葉県美浜区中瀬〇-×-△ イオンリテール株式会社 ジャスコ海浜幕張店 TEL 043(123)〇×△□

の り し ろ

事故の種類	盗難 ・ 傷害（後遺障害）	
傷害の場合はその程度	死亡・重傷（後遺障害の発生する可能性がある）	
盗難・傷害事故発生日	平成 20 年 6 月 26 日 15 時頃	
盗難・傷害事故発生場所	〇×駅前駐輪場内	
警察への届出	届出警察	△□ 警察署 〇×駅前 派出所
	届出年月日	平成 20 年 6 月 27 日
	受理 No	1 2 3 4

の り し ろ

自転車盗難事故報告受付証明書送付先

住所	〒101-8655 東京都千代田区 神田美土代町〇番地
氏名	朝日 一郎 様

の り し ろ

③事故時保険会社提出用

登録者の方のご住所・電話番号・氏名（漢字）をはっきりと正しくご記入ください。

傷害事故の場合のみ、その程度に〇をしてください。

できるだけ詳しくお書きください。

必ず警察へ届け出てください。受理Noを必ずご記入いただくか盗難証明書等を一緒にお送りください。

宛先に使用しますのでご自宅等のご住所を楷書ではっきりとご記入ください。